

ID: 831

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第4項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第110条第4項の規定による。</p> <p>第110条</p> <p>4 前項の督促をする場合においては、第3条第2項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第3項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第4項若しくは第5項、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年10・75パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日